



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

<b>条例</b> .....	6
大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	6
特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	6
一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	6
<b>規則</b> .....	7
会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則（人事課） .....	7
大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（保育課） .....	8
大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則（教育総務課） .....	9
<b>告示</b> .....	10
大和高田市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（健康増進課） .....	10
令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）の要領の公表（財政課） .....	11
放置自転車等の移動、保管（生活安全課） .....	12
住民票の職権消除（市民課） .....	13
公示送達（税務課） .....	13
引取りのない自転車等の処分（生活安全課） .....	13
11月市議会臨時会の招集（財政課） .....	14
12月市議会定例会の招集（財政課） .....	14
大和高田市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱（保育課） .....	14
大和高田市給食支援金交付要綱（教育総務課） .....	16
令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）等の要領の公表（財政課） .....	17
<b>公告</b> .....	25
根成柿地内用排水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	25
本郷大中線歩道改良工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	27
蔵之宮町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	30
松塚地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	33
田井地内水路維持工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	36
岡崎地内雑木等撤去工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	38
令和2年度大和高田市職員出退勤管理システム導入等業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（人事課） .....	41
令和2年度大和高田市航空写真撮影業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	42
農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課） .....	45

大和高田市新庁舎落成式等開催業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	45
大和高田市公立保育所内PCB使用製品全数調査荷姿登録作業業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	48
市場改良住宅等水銀灯LED化改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	50
高田小学校空調設備設置工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	53
公売公告（収納対策室）	55
大和高田市新庁舎移転業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	56
<b>教育委員会</b>	59
教育委員会11月定例委員会の招集（教育総務課）	59
<b>選挙管理委員会</b>	59
選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	59
選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	60

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の国家公務員の令和2年12月期以降の期末手当の支給割合の引下げを行う改正が特別職給与法において行われたことに鑑み、本市の議会議員の期末手当の支給割合について同様の措置を行うものです。

2 内容

1 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

議会議員の令和2年12月期の期末手当の支給割合について、引下げ改定を行います。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.675月	1.675月	0.00月
12月期	1.675月	1.625月	▲0.05月
計	3.35月	3.3月	▲0.05月

2 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

議会議員の令和3年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.675月	1.65月	▲0.025月
12月期	1.625月	1.65月	0.025月
計	3.3月	3.3月	0.00月

3 施行期日

第1条 公布の日

第2条 令和3年4月1日

◇特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の国家公務員の令和2年12月期以降の期末手当の支給割合の引下げを行う改正が特別職給与法において行われたことに鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について同様の措置を行うものです。

2 内容

1 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

市長、副市長及び教育長の令和2年12月期の期末手当の支給割合について、引下げ改定を行います。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.7月	1.7月	0.00月
12月期	1.7月	1.65月	▲0.05月
計	3.4月	3.35月	▲0.05月

2 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

市長、副市長及び教育長の令和3年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.7月	1.675月	▲0.025月
12月期	1.65月	1.675月	0.025月

	計	3.35月	3.35月	0.00月	
--	---	-------	-------	-------	--

3 施行期日  
 第1条 公布の日  
 第2条 令和3年4月1日

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 理由  
 国家公務員の令和2年12月期以降の期末手当の支給割合の引下げを行う改正が一般職給与法において行われたことに鑑み、本市の一般職の職員の期末手当の支給割合について同様の措置を行うものです。

2 内容

1 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）

(1) 令和2年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げます。（第17条関係）

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.3月	1.3月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.00月	
12月期	期末手当	1.3月	<u>1.25月</u>	▲0.05月	計0.05月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.00月	
計		4.5月	4.45月	▲0.05月	

2 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条関係）

(1) 令和3年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。（第17条関係）

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.3月	<u>1.275月</u>	▲0.025月	計 ▲0.025月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.00月	
12月期	期末手当	1.25月	<u>1.275月</u>	0.025月	計 0.025月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.00月	
計		4.45月	4.45月	0.00月	

3 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）

(1) 令和2年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げます。（第8条関係）

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.7月	1.7月	0.00月
12月期	1.7月	<u>1.65月</u>	▲0.05月
計	3.4月	3.35月	▲0.05月

4 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）

(1) 令和3年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。（第8条関係）

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.7月	<u>1.675月</u>	▲0.025月
12月期	1.65月	<u>1.675月</u>	0.025月
計	3.35月	3.35月	0.00月

3 施行期日

第1条及び第3条 公布の日

第2条及び第4条 令和3年4月1日

条 例

条例第35号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
(大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

条例第36号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例  
(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

条例第37号

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の130」及び「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の130」及び「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第4条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に、「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

## 規 則

### 規則第38号の2

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 幼稚園講師、保育士及び保育教諭の項の次に次のように加える。

保育補助員	1級	1号級	13号級	
子育て支援員	1級	10号級	22号級	

別表第2幼稚園講師、保育士及び保育教諭の項の次に次のように加える。

保育補助員	1級	1号級	
子育て支援員	1級	11号級	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**規則第42号**

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則（平成27年規則第2号の2）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に掲げる事由のあった月については、別に定める基準に基づき、前項第2号に定める額を子ども・子育て支援法施行規則第59条に規定する日数を基礎として日割りによって計算して得た額とすることができる。

第3条、第4条及び附則第2項中「の規定」を「及び第2項の規定」に改める。

附則に次の2項を加える。

(利用者負担額の特例)

3 第2条、第3条、第4条及び附則第2項の適用については、令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間、別表に基づいて算定された利用者負担額から5,100円を減額した額を利用者負担額とする。

4 前項の適用について、利用者負担額算定の基準日の属する年度における小学校就学前子どもの属する世帯の市民税所得割額が57,700円未満（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）であるときは、「5,100円」とあるのは「750円」とする。

別表備考6中「（平成26年内閣府令第44号）」を削る。

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給食費の特例)



- 4 令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における第14条の適用については、別表第3中「5, 100円」とあるのは「0円」と、「750円」とあるのは「0円」と、「4, 350円」とあるのは「0円」とし、別表第4中「260円×当月の平日に給食の提供を受けた回数」とあるのは「0円」と、「40円」とあるのは「0円」と、「220円」とあるのは「0円」とする。

(大和高田市立こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給食費の特例)

- 3 令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における第14条の適用については、別表第1中「4, 100円」とあるのは「0円」と、「700円」とあるのは「0円」と、「3, 400円」とあるのは「0円」と、「5, 100円」とあるのは「0円」と、「750円」とあるのは「0円」と、「4, 350円」とあるのは「0円」とし、別表第2中「230円×当月の平日に給食の提供を受けた回数」とあるのは「0円」と、「40円」とあるのは「0円」と、「190円」とあるのは「0円」と、「260円×当月の平日に給食の提供を受けた回数」とあるのは「0円」と、「40円」とあるのは「0円」と、「220円」とあるのは「0円」とする。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

#### 規則第43号

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則(平成29年規則第1号の2)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給食費の特例)

- 3 令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における第5条の適用については、同条第1項第1号中「4, 300円」とあるのは「0円」と、同項第2号中「4, 500円」とあるのは「0円」と、同項第3号中「4, 100円(うち副食費(大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)第13条第4項第3号ア又はイに定める副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。))は、3, 400円とする。)」とあるのは「0円」とする。この場合において、同条第2項及び第3項並びに第6条から第12条までの規定は適用しない。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

告 示

**告示第155号の2**

大和高田市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和2年10月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの同時流行による医療体制への影響を鑑み、インフルエンザの集団感染等の発生及びまん延を予防するため、子どもが予防接種を受けた場合の当該予防接種に係る費用について助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成の対象者は、本市に住所を有する平成17年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者（以下「対象児」という。）の保護者とする。

（助成対象となる予防接種等）

第3条 助成の対象となる予防接種は、国内の医療機関において令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に対象児に対し実施されるインフルエンザ予防接種とする。

2 助成の額は、前項の予防接種に係る費用として医療機関に支払った額とし、1,500円を上限とする。

3 助成は、対象児1人につき1回限り行うものとする。

（助成の申請）

第4条 助成を受けようとする者は、対象児が予防接種を受けた後、予防接種を実施した医療機関の領収書を添付の上、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請期間は、令和2年11月1日から令和3年2月28日までの間とする。

（助成の決定等）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を行うことを決定したときは、助成金の支払をもって交付決定の通知に代えるものとし、助成を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成決定の取消し等）

第6条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による助成の決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により助成の決定又は助成金の交付を受けたとき。

（2） その他助成決定を取り消し、又は交付した助成金の一部若しくは全部を返還させることが適当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、その旨を助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、前条第1項の規定により助成の決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を求めるものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年11月1日から施行する。  
（失効）
- 2 この告示は、令和3年3月31日に限り、その効力を失う。
- 3 この告示の規定に基づき助成金を受けた者に対する第6条及び第7条の規定の適用については、この告示は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

**告示第156号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年11月2日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和2年11月2日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）  
令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）  
令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,301,208千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		12,134,259	2,969	12,137,228
	2. 国庫補助金	7,848,162	2,969	7,851,131
16. 県支出金		1,810,316	3,739	1,814,055
	2. 県補助金	499,664	3,739	503,403
補正されなかった科目に係る額		22,349,925	0	22,349,925
歳入合計		36,294,500	6,708	36,301,208

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		3,558,698	1,098	3,559,796
	1. 保健衛生費	1,758,643	1,098	1,759,741
10. 教育費		3,108,128	5,610	3,113,738
	1. 教育総務費	557,461	5,610	563,071

補正されなかった科目に係る額	29,627,674	0	29,627,674
歳出合計	36,294,500	6,708	36,301,208

**告示第157号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年11月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年10月20日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和2年10月15日	大和高田市磯野北町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第158号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月5日

大和高田市長 堀内 大造

**記**

1. 職権消除日 令和2年11月4日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

**告示第159号**

令和2年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年11月10日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日  
令和2年10月26日
2. 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第160号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和2年11月16日

大和高田市長 堀内 大造

## 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

## 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

## 3. 処分年月日

令和3年2月1日

## 4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年8月1日から令和2年8月31日までの間

---

**告示第161号**

令和2年11月30日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和2年11月26日

大和高田市長 堀内 大造

報第 7号 専決処分の報告について

- ・令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）
- ・令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）

議第72号 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）

議第73号 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第74号 令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）

議第75号 令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第76号 令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第77号 令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第3号）

議第78号 令和2年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第79号 令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第4号）

議第80号 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議第81号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議第82号 一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

---

**告示第162号**

令和2年12月4日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和2年11月27日

大和高田市長 堀内 大造

---

**告示第163号**

大和高田市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

## 大和高田市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下「認定保護者」という。）の経済的負担を軽減するため、教育・保育給付認定子ども又は施設等利用給付認定子どもに係る認定保護者が、特定教育・保育施設、特定地域型保育施設又は特定子ども・子育て支援施設（以下「実施施設」という。）に支払うべき食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）に対し、大和高田市特定教育・保育施設等給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において用いる用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に定める者であつて、市内に住所を有するものとする。

- (1) 法第19条第1項第1号の認定を受けた児童のうち、私立及び市外の公立の特定教育・保育施設に通う者の認定保護者
- (2) 法第19条第1項第2号の認定を受けた児童のうち、満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した者で、私立及び市外の公立の特定教育・保育施設に通う者の認定保護者
- (3) 法第30条の4第1号から第3号の認定を受けた児童のうち、法第7条第10項第2号に定める特定子ども・子育て支援施設に通う者の認定保護者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、給食費のうち実施施設に支払う令和2年12月分から令和3年3月分の給食費に相当する額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 法第19条第1項第1号の認定を受けた幼稚園又は認定こども園に通う児童 1人当たり月額4,100円
- (2) 法第19条第1項第2号の認定を受けた保育所又は認定こども園に通う児童 1人当たり月額5,100円
- (3) 法第30条の4第1号から第3号の認定を受けた私立幼稚園に通う児童 1人当たり月額4,100円

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和3年3月31日までに市長が別に定める方法により、申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、適当と認めるときは市長が別に定める方法により速やかに交付決定を通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を書面により命ずるものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。  
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

### 告示第164号

大和高田市給食支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市給食支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響による私立学校に通う学齢児童及び学齢生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、大和高田市給食支援金（以下「給食支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する用語の例による。

（交付対象者）

第3条 給食支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市に住所を有する者のうち、法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在籍する学齢児童及び学齢生徒（市立小学校及び中学校に在籍する学齢児童及び学齢生徒並びに義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講じられた者を除く。）の保護者とする。

- 2 交付対象者に該当するか否かは、令和2年12月1日から令和3年3月31日まで（交付対象者に係る学齢生徒が中学3年生のときは、令和3年2月28日まで）の各月の初日において、月ごとに判断するものとする。

（交付額）

第4条 給食支援金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額に保護者が前条の規定による要件を満たす月の月数を乗じた額とする。

- （1）学齢児童 1人当たり4,300円
- （2）学齢生徒 1人当たり4,500円

（交付申請）

第5条 給食支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年3月31日までに市長が別に定める方法により、申請するものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは市長が別に定める方法により通知するものとする。

（交付）



第7条 市長は、前条の規定による交付決定の通知後、市長が別に定める方法により給食支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この告示に定める要件を満たさなくなった場合
- （2） 偽りその他不正な手段により給食支援金の交付を受けた場合
- （3） その他市長が不相当と認める場合

2 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給食支援金が交付されているときは、期限を定めて給食支援金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。  
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 告示第165号

令和2年11月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）
- 2 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 3 令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第3号）
- 7 令和2年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第4号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,442千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,290,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		925,903	△10,442	915,461
	1. 基金繰入金	925,903	△10,442	915,461
補正されなかった科目に係る額		35,375,305	0	35,375,305
歳入合計		36,301,208	△10,442	36,290,766

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		234,131	△717	233,414
	1. 議会費	234,131	△717	233,414
2. 総務費		11,782,206	△2,236	11,779,970
	1. 総務管理費	11,225,991	△1,524	11,224,467
	2. 徴税費	310,188	△422	309,766
	3. 戸籍住民基本台帳費	149,648	△144	149,504
	4. 選挙費	28,111	△58	28,053
	5. 統計調査費	42,400	△34	42,366
	6. 監査委員費	25,868	△54	25,814
3. 民生費		11,739,155	△3,095	11,736,060
	1. 社会福祉費	5,447,934	△1,081	5,446,853
	2. 児童福祉費	3,491,800	△1,791	3,490,009
	3. 生活保護費	2,799,117	△223	2,798,894
4. 衛生費		3,559,796	△1,293	3,558,503
	1. 保健衛生費	1,759,741	△280	1,759,461
	2. 清掃費	1,800,055	△1,013	1,799,042
6. 農林水産業費		135,721	△109	135,612
	1. 農業費	135,721	△109	135,612
7. 商工費		142,331	△113	142,218
	1. 商工費	142,331	△113	142,218
8. 土木費		1,924,948	△689	1,924,259
	1. 土木管理費	134,673	△226	134,447
	2. 道路橋りょう費	320,445	△22	320,423
	4. 都市計画費	1,311,897	△257	1,311,640
	5. 住宅費	149,800	△184	149,616
10. 教育費		3,113,738	△2,190	3,111,548

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 教育総務費	563,071	△359	562,712
	2. 小学校費	643,824	△61	643,763
	4. 高等学校費	390,196	△784	389,412
	5. 幼稚園費	278,135	△364	277,771
	6. 社会教育費	436,107	△342	435,765
	7. 保健体育費	559,107	△280	558,827
	補正されなかった科目に係る額		3,669,182	0
歳出合計		36,301,208	△10,442	36,290,766

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,515,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		589,670	△112	589,558
	1. 一般会計繰入金	589,669	△112	589,557
補正されなかった科目に係る額		6,926,186	0	6,926,186
歳入合計		7,515,856	△112	7,515,744

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		125,061	△112	124,949
	1. 総務管理費	106,686	△112	106,574
補正されなかった科目に係る額		7,390,795	0	7,390,795
歳出合計		7,515,856	△112	7,515,744

令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		18,721	△103	18,618
	1. 基金繰入金	8,244	△103	8,141
補正されなかった科目に係る額		125,979	0	125,979
歳入合計		144,700	△103	144,597

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		76,941	△103	76,838
	1. 施設管理費	76,702	△103	76,599
補正されなかった科目に係る額		67,759	0	67,759
歳出合計		144,700	△103	144,597

令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ388千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,284,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰入金		1,223,663	△388	1,223,275
	1.一般会計繰入金	1,129,298	△388	1,128,910
補正されなかった科目に係る額		6,061,399	0	6,061,399
歳入合計		7,285,062	△388	7,284,674

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		191,877	△172	191,705
	1.総務管理費	152,675	△172	152,503
3.地域支援事業費		371,614	△216	371,398
	2.包括的支援事業・任意事業費	149,544	△216	149,328
補正されなかった科目に係る額		6,721,571	0	6,721,571
歳出合計		7,285,062	△388	7,284,674

令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ960,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.繰入金		273,193	△54	273,139
	1.一般会計繰入金	273,193	△54	273,139
補正されなかった科目に係る額		687,164	0	687,164
歳入合計		960,357	△54	960,303

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		36,688	△54	36,634
	1. 総務管理費	34,743	△54	34,689
補正されなかった科目に係る額		923,669	0	923,669
歳出合計		960,357	△54	960,303

令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道事業費用	1,728,611 千円	△204 千円	1,728,407 千円
第1項 営業費用	1,659,942 千円	△204 千円	1,659,738 千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「344,119千円」を「344,061千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,359千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,301千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	639,027 千円	△58 千円	638,969 千円
第1項 建設改良費	524,599 千円	△58 千円	524,541 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	158,056 千円	△262 千円	157,794 千円

令和2年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,295,601千円	△79千円	1,295,522千円
第1項 営業費用	1,088,601千円	△79千円	1,088,522千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「332,743千円」を「332,701千円」に、利益剰余金予定処分額「112,759千円」を「112,717千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	2,295,076千円	△42千円	2,295,034千円
第1項 建設改良費	1,200,865千円	△42千円	1,200,823千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	61,838千円	△121千円	61,717千円

令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和2年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	8,037,002千円	△8,063千円	8,028,939千円
第1項	医 業 費 用	7,802,981千円	△7,817千円	7,795,164千円
第2項	医 業 外 費 用	230,219千円	△246千円	229,973千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
1.	職 員 給 与 費	4,642,944千円	△8,063千円	4,634,881千円

公 告



公告第102号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	根成柿地内用排水路整備工事
2 工事場所	大和高田市 根成柿 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月19日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p>

	<p>(4) 受付期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月11日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月13日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年11月20日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年11月24日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年11月26日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年11月27日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥4,820,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第103号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	本郷大中線歩道改良工事
2 工事場所	大和高田市 大中東町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月19日（金）まで

4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</li> <li>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</li> <li>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</li> <li>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</li> <li>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</li> <li>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</li> <li>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</li> <li>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</li> <li>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</li> </ol>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</li> <li>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</li> <li>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</li> <li>(4) 受付期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月11日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</li> <li>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</li> <li>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</li> </ol>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除き</li> </ol>

	<p>ます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月13日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年11月20日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年11月24日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年11月26日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年11月27日（金）午前10時40分</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥4,240,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第104号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	<p>蔵之宮町地内側溝維持工事</p>
2 工事場所	<p>大和高田市 蔵之宮町 地内</p>
3 工事期間	<p>契約締結日から令和3年2月26日（金）まで</p>
4 工事内容	<p>入札説明書（仕様書）のとおり</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法</p>

	<p>の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月11日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月13日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年11月20日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年11月24日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年11月26日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年11月27日（金）午前10時50分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>



15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥2,770,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第105号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	松塚地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市 松塚 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争

<p>確認の申請</p>	<p>入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>（2）必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>（3）申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月11日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>（1）閲覧等の期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月13日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（3）閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>（1）受付期限 令和2年11月20日（金）午後5時まで。</p> <p>（2）送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年11月24日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年11月26日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年11月27日（金）午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥2,360,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第106号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	田井地内水路維持工事
2 工事場所	大和高田市 田井 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>令和2年11月5日（木）から令和2年11月11日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月13日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年11月20日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年11月24日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年11月26日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年11月27日（金）午前11時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥1,880,000-（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第107号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	岡崎地内雑木等撤去工事
2 工事場所	大和高田市 岡崎 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて

	<p>で満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月11日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年11月5日（木）から令和2年11月13日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年11月20日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年11月24日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年11月26日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年11月27日（金）午前11時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p>



	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥1,620,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第108号**

令和2年度大和高田市職員出退勤管理システム導入等業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和2年11月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名

大和高田市出退勤管理システム導入等業務

2 業務概要

2-1 委託内容

(1) 構築業務

ア システムの構築及び附帯作業

イ データセットアップ

ウ 試験運用

エ 労務管理事務の担当者の負担の軽減のために必要な支援

(2) 操作研修

(3) 運用支援

(4) その他必要な項目及び別紙「大和高田市出退勤管理システム導入等業務仕様書」による。

2-2 業務履行期間

契約締結日から令和3年6月30日まで

3 参加資格要件

(1) 過去10年間（平成22年度から令和元年度まで）に、職員数500人以上の自治体にお

- いて、出退勤管理システムの導入又は更新に関する業務を受託した実績を有していること。
- (2) ISO/IEC 27001又はプライバシーマークの認証・認定取得をしていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続中の者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

4 委託料限度額

金17,022,000円（消費税等含む。）

5 参加申請

令和2年11月20日（金）午後5時まで

6 提出期限

令和2年12月7日（月）まで（7日必着）

7 その他

大和高田市出退勤管理システム導入等業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要項による。

8 問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
 大和高田市 企画政策部 人事課  
 電話：0745-22-1101  
 FAX：0745-24-2131

公告第109号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	令和2年度大和高田市航空写真撮影業務委託
2 履行場所	大和高田市全域
3 履行期間	契約締結日から令和3年3月31日（水）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「測量（航空測量）」又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「印刷類（地図・航空写真）」に登録している者であること。 (2) 測量法による測量業者登録を受けている者であること。 (3) 測量士の資格を有する主任技術者（契約締結時点において継続

	<p>して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を配置できる者であること。</p> <p>(4)平成27年10月1日以降において、元請けで官公庁発注の同種業務(全画素DSMの作成を含むものに限る。)の履行実績を有する者であること。</p> <p>(5)以下のすべての資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ・マネジメントシステム【ISO27001】</li> <li>・個人情報保護マネジメントシステム【JISQ15001】</li> <li>・品質マネジメントシステム【ISO9001】</li> </ul> <p>(6)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(8)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9)(6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2)必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</li> <li>② 測量法第55条による測量業者の登録を証する書類の写し</li> <li>③ 主任技術者の資格を証する書類の写し及び雇用を証する書類の写し(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し)</li> <li>④ 平成27年10月1日以降における同種業務の履行実績を証する契約書の写し等</li> <li>⑤ 以下の認証取得を証する書類の写し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ・マネジメントシステム【ISO27001】</li> <li>・個人情報保護マネジメントシステム【JISQ15001】</li> <li>・品質マネジメントシステム【ISO9001】</li> </ul> </li> <li>⑥ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</li> </ol> <p>(3)申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4)受付期間 令和2年11月16日(月)から令和2年11月25日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6)受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

	大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年12月7日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年12月8日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年12月10日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年12月11日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥3,710,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第110号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年11月16日

大和高田市長 堀内 大造

**公告第111号**

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市新庁舎落成式等開催業務委託
2 履行場所	大和高田市新庁舎（奈良県大和高田市大字大中98番地4）
3 契約期間	契約締結日から令和3年7月30日（金）まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務提供（広告・宣伝・イベント）」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開

	<p>始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 元請けで官公庁（独立行政法人、公社及び公団を含む。）発注の同種業務（100人以上の規模の落成式、竣工式等の式典）の履行実績を有する者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5の(7)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年11月24日（火）から令和2年12月4日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和2年12月11日（金）午後5時まで</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年12月15日（火）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年12月17日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年12月18日（金）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第112号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市公立保育所内PCB使用製品全数調査荷姿登録作業業務委託
2 履行場所	大和高田市 旭北町 他5地内（片塩保育所他5箇所）
3 契約期間	契約締結日から令和3年2月26日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 「特別管理産業廃棄物管理責任者」及び「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」の資格を有する者を業務責任者として配置できる者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（1）に定める有資格者の資格証の写し</p> <p>④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>上記④、⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>



	<p>令和2年11月24日（火）から令和2年12月4日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年12月11日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年12月15日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年12月17日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p>

	<p>令和2年12月18日（金）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第113号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	市場改良住宅等水銀灯LED化改修工事
2 工事場所	大和高田市 市場地内・曙町地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p>

	<p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年11月26日（木）から令和2年12月2日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年12月17日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限</p>

	令和2年12月18日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和2年12月21日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年12月22日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥5,490,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第114号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高田小学校空調設備設置工事
2 工事場所	高田小学校（大和高田市 大和町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月12日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事又は管工事（空調）に登録している者であること。</p> <p>（2）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>（7）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>（8）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>（2）必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>（3）申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間 令和2年11月26日（木）から令和2年12月2日（水）まで。</p>

	<p>ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年12月17日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年12月18日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年12月21日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年12月22日（火）午前10時10分</p> <p>(2) 場所</p>

	大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥5,310,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第115号

不動産等の最高価申込者等決定公告

国税徴収法第104条の規定により、公告第80号の公売に係る公売財産の最高価申込者を、同法第104条の2の規定により同じく次順位買受申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

令和2年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

記

公 売 財 産 (売却区分番号)	最高価申込価額 (円)	次順位買受申込価額(円)
	最高価申込者の氏名 または名称	次順位買受申込者の氏名 または名称
大和高田市－2－3－1 (別紙「公売財産目録」参照)	830,000円	－
	－	－
大和高田市－2－3－2 (別紙「公売財産目録」参照)	2,230,000円	－
	－	－
大和高田市－2－3－3 (別紙「公売財産目録」参照)	－	－
	－	－
最高価申込者等の決定年月日	令和2年12月2日	
	最高価申込者	次順位買受申込者

	日時	令和2年12月2日午前10時00分	国税徴収法第113条第2項に掲げる日
	場所	大和高田市役所 収納対策室	

（別紙）

公売財産目録

<大和高田市-2-3-1>

所在 奈良県大和高田市大字松塚  
 地番 ①356番1、②357番3、  
 ③356番3、④356番4、⑤357番4  
 地目 ①、②：田（現況：畑）  
 ③、④、⑤：公衆用道路（共有地）  
 地積 ①264.00㎡、②180.00㎡、  
 ③128.00㎡、④43.00㎡、⑤26.00㎡

<大和高田市-2-3-2>

所在 奈良県大和高田市大字松塚  
 地番 496番  
 地目 田  
 地積 1,000.00㎡

<大和高田市-2-3-3>

所在 奈良県大和高田市大字松塚  
 地番 667番2  
 地目 畑  
 地積 981.00㎡

公告第116号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市新庁舎移転業務委託
2 履行場所	移転元：大和高田市本庁舎（奈良県大和高田市大字大中100番地1） 移転先：大和高田市新庁舎（奈良県大和高田市大字大中98番地4）
3 契約期間	契約締結日から令和3年7月30日（金）まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに



<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務提供（運送・配送）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 平成22年度以降において、元請けで官公庁（独立行政法人、公社及び公団を含む。）発注の同種業務（庁舎移転業務）の履行実績を有する者であること。</p> <p>(7) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <p>ア プライバシーマーク【JISQ15001】</p> <p>イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5の（6）の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し</p> <p>④ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年11月30日（月）から令和2年12月11日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの</p>

<p>の確認通知</p>	<p>とし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和2年12月18日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年12月21日（月）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年12月23日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>12 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年12月24日（木）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び</p>

	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**教育委員会**

**教育委員会告示第27号**

大和高田市教育委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年11月16日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和2年11月25日（水）午後3時30分

2 場所

市役所3階 東会議室

3 議案

第1号 機構改革に伴う大和高田市教育委員会に対する事務委任規則の改正について

第2号 児童ホーム設置条例の一部を改正する等の条例についての地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見の申出について

第3号 ICT研究会の進捗状況について（田口委員提案）

第4号 その他

・後援願いについて

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第19号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年11月5日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年11月12日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

---

**選挙管理委員会告示第20号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年11月24日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年12月1日（火） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について

第5号 その他